

平成21年3月27日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都渋谷区渋谷三丁目9番10号
KDC渋谷ビル4階
ビ・ライフ投資法人
代表者名 執行役員 藤田 剛
(コード番号：8984)

資産運用会社名

大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤田 剛
問合せ先 財務経理部長 漆間 裕隆
TEL 03-5466-7303

保有物件（J-7 ネクストフォルム西麻布）の店舗部分に関する

建物明渡等請求訴訟の和解成立に関するお知らせ

ビ・ライフ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成20年8月1日付「保有物件（J-7ネクストフォルム西麻布）の店舗部分に関する建物明渡等請求事件に関するお知らせ」で公表しました建物明渡等請求訴訟について、平成21年3月19日付で和解が成立し、調停調書が作成されたことを、お知らせします。

建物明渡等請求訴訟に関する経緯については、平成20年8月1日付「保有物件（J-7ネクストフォルム西麻布）の店舗部分に関する建物明渡等請求事件に関するお知らせ」をご参照下さい。

記

1. 和解の概要

(1) 原告である株式会社モリモトクオリティ（*1）と被告である株式会社ヴィーダ（*2）は、平成21年3月19日付で「J-7ネクストフォルム西麻布」の店舗部分（以下「本件建物」といいます。）の賃貸借契約を合意解除し、株式会社ヴィーダは、平成21年6月15日までに退去します。

(*1) 本件建物のマスター・レシー兼プロパティ・マネジメント。平成20年10月1日付で株式会社オー・エム・サービスから株式会社モリモトクオリティに商号変更しています。

(*2) 本件建物の賃借人

(2) 株式会社ヴィーダは、平成21年5月31日分まで賃料相当損害金を支払います。

(3) 本件建物の明渡しを完了した段階で、本投資法人は預り敷金のうち一部（*）を株式会社ヴィーダに返還し、残額を本投資法人が受領します。

(*) 原状回復工事は本投資法人が行いますが、予想される原状回復工事費用は本投資法人が受領する金員の範囲内にあります。

2. 今後の見通し

(1) 平成20年6月26日付「保有物件（J-7 ネクストフォルム西麻布）の一部が遵法性に抵触している件について」で公表しました本件建物の遵法性に抵触している事項については、本件建物の明渡し完了後、速やかに改修工事に着手し、遵法性の早期回復を図る所存です。なお、今後の状況については、新たな事実が発生しましたら、お知らせします。

(2) 平成21年1月16日付決算短信にて公表しました平成21年5月期（平成20年12月1日～平成21年5月31日）の運用状況の予想への影響については現在精査中であり、改めてお知らせします。

以上

※ 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.blife-reit.co.jp/>